

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()	
要望項目名	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 木材の保管用に用いる施設でその構造が簡易で扉を有しないもの等については、当該施設に係る床面積から4分の3に相当する面積を控除して課税標準を算定する。</p> <p>・ 要望の内容 近年、扉等を有する木材保管施設が多く見られる実態にあり、税負担の公平性を確保するという特例措置創設の目的に沿った所要の規定の整備を要望する。</p>	
関係条文	〔地法701の41①、地令56の57③、地規24の14②〕	
減収見込額	(初年度) ▲342 (▲234) (平年度) ▲342 (▲234) (単位: 百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 広大な床面積を有することが不可欠で面積あたりの収益率が低い木材保管施設について、それにかかる課税負担の軽減により、木材産業の経営の安定化を通じて森林・林業の再生を図り、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）にも位置づけられている木材自給率50%以上を達成する。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例は、広大な面積を有することが不可欠な業種で税負担が過重となるもの（収益性の低いもの）について、税負担の公平性を確保する目的から創設されたところである。 近年、品質・性能の確かな木材製品へのニーズの高まりにより人工乾燥処理や接着加工を行った製品が増加し、それらの品質・性能を維持するためや防犯等の観点から扉等を有する木材保管施設が一般的となっている。また、特例措置の対象となっている木材保管施設を保有する事業所の収益率は引き続き低く、特例措置の対象となっていない木材保管施設を保有する事業所の収益率は、特例措置の対象となっている事業所よりも低い状況にある。 このため、特例措置の対象を扉を有する等の木材保管施設も適用施設とし、特例措置創設の目的に沿った所要の規定の整備を行うことを要望する。</p>	
本要望に対応する縮減案		
		ページ 5—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保</p>				
	政策の達成目標	<p>広大な床面積を有することが不可欠で面積あたりの収益率が低い木材保管施設について、それにかかる課税負担の軽減により、木材産業の経営の安定化を通じて森林・林業の再生を図り、平成32年の木材の供給量3,900万m³、木材自給率50%以上に寄与する。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久措置</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td></td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置	同上の期間中の達成目標		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置				
同上の期間中の達成目標						
政策目標の達成状況	平成23年に、木材の供給量は1,937万m ³ 、木材自給率は26.6%で、目標は未達成である。					
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年 442件（342百万円）</p> <p>平成26年 442件（342百万円）</p> <p>平成27年 442件（342百万円）</p>				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置が適用されることにより、人工乾燥材等の製品の保管が適切になされ木材製品の安定供給が可能になることで、木材利用の拡大につながり、平成32年の木材の供給量3,900万m³、木材自給率50%に寄与する。</p>				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係					
	要望の措置の妥当性	<p>品質・性能の確かな人工乾燥材等の製品を安定的に供給していくためには、それらを適切に保管する構造の木材保管施設が欠かせないが、それに係る事業所税の公平性を保つための手段として、他の施策によるよりも、本措置が最も効率的・有効的である。</p>				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成20年度 335件 (268百万円) 平成21年度 323件 (258百万円) 平成22年度 292件 (234百万円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本措置が適用されることにより、人工乾燥材等の製品の保管が適切になされ、安定供給が可能になることで、木材利用の拡大につながり、平成32年の木材供給量3,900万m³、木材自給率50%以上に寄与する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和50年 創設 特例措置の対象に木材の保管施設を規定</p>
<p>ページ</p>	<p>5—3</p>